

別表（第12条関係）

手数料の種類	公文書の種類及び公開の実施方法		手数料の額
公開請求 手数料			1件200円
公開実施 手数料	1 文書又は 図画	①閲覧（原本・1色刷り・多色刷り）	1面5円
		②複写機により複写したものの交付	[1色刷り] 前号の手数料の額に、1枚につき10円を加えた額 [多色刷り] 前号の手数料の額に、1枚につき20円を加えた額
	2 マイクロ フィルム	①用紙に印刷したものの閲覧	1面5円
		②用紙に印刷したものの交付	前号の手数料の額に、1枚につき10円を加えた額
	3 写真フ ィルム	①用紙に印刷したものの閲覧	1面5円
		②用紙に印刷したものの交付	前号の手数料の額に、1枚につき20円を加えた額
	4 電磁的記 録	①用紙に出力したものの閲覧	1面5円
		②専用機器により再生したものの視聴	1ファイルにつき100円
		③用紙に出力したものの交付	[1色刷り] 第1号の手数料の額に、1枚につき10円を加えた額

			[多色刷り] 第1号の手数料の額に、1枚につき20円を加えた額
		④光・磁気ディスク（直径120mmの再生装置で再生することが可能なものに限る）に複写したものの交付	第1号又は第2号の手数料の額に、1枚につき、以下の額を加えた額 CDの場合 50円/枚 DVDの場合 100円/枚 BRの場合 300円/枚 映像加工費 実費

備考

- 1 この表の第1項から第4項の場合において、公開に用いる用紙はA3版以下の大きさのものに限ることとし、用紙の両面を印刷するときは、片面を1枚として公開実施手数料の額を算定する。
- 2 この表の第1項第1号及び第2号の写しに係る公開実施手数料の額は、原本と相違ない刷り方で算定する。
- 3 請求者が郵送等により公文書の交付を受ける場合における送付に要する費用は、請求者の負担とする。
- 4 この表の規定にかかわらず、委託等の方法により写しの作成を行う場合は、当該委託等に要する費用の額とする。